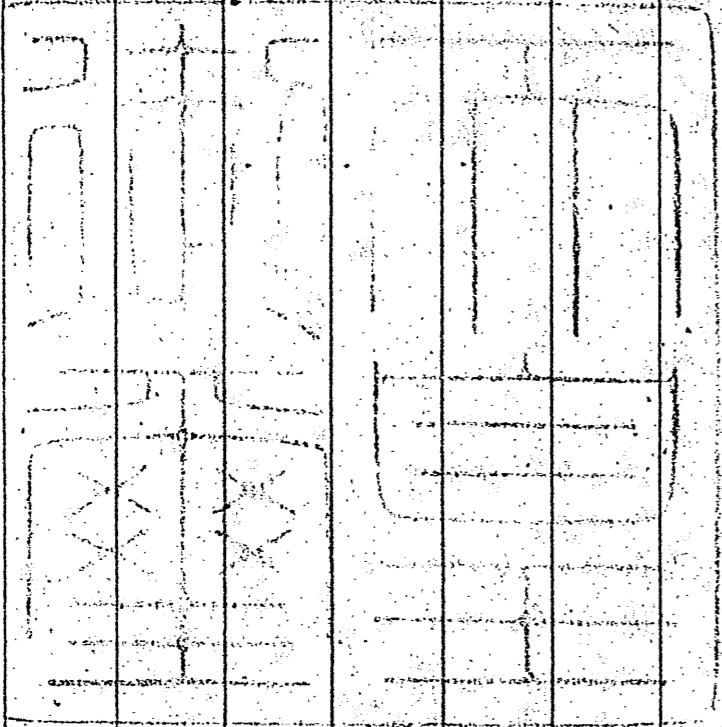


總司 厚運

勅令第四百七十八號

朕は、勞働關係調整法施行令  
を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



内

閣

總司 厚 運

昭和二十一年十月十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

司法大臣 木村篤太郎

厚生大臣 河合良成

運輸大臣 平儀芳太郎

勅令第四百七十八号

勞働關係調整法施行令

第一條 勞働關係調整法（以下法と稱する。）第九條の勞働委員會又は  
行中官廳とは、その爭議行為の發生した地を管轄する地方勞働委員  
會又はその地の最寄の勤勞 長とし、その爭議行為の發生した地が  
二以上の道府縣に亘るときは、中央労働委員會又は關係地方長官  
の一事とする。

第二條 法第九條の届出、口頭又は電話その他適宜の方法でこれを  
なすことのできる。

第三條 法第十二條の規定による斡旋員（員の指名、法第十八條第一項  
第一號乃至第三號若しくは第二項の規定による調停又は法第三十條

の仲裁の申請は、關係當事者（當事者が法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の團體であるときは、その代表者をいふ）以下同じ。）又はその委任を受けた者が、事件の要點を具し、書面  
でこれをなさなければならぬ。

第四條 労働委員會の會長は、幹旋員候補者の氏名、履歴等を適宜の方法により、労働關係の當事者に、周知させなければならぬ。

第五條 労働委員會は、幹旋員候補者が、解任を申し出たとき、又は幹旋員候補者として不適當であるを認められるに至つたときは、これを解任することができぬ。

第六條 幹旋員若しくは幹旋員であつた者又は調停委員會の委員若しくは委員であつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏泄して

はならぬ。

第七條 労働委員會は、法第十八條第一項第二號又は第三號の規定によつて關係當事者の一方から調停の申請がなされたときは、他の關係當事者に、同項第四號の規定による決議又は同項第五號の規定による調停の請求がなされたときには、關係當事者の双方に遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

前項の場合において、事件が公益事業に關するものであるときは、労働委員會は、併せて、その旨を公表しなければならない。

前二項の規定は、法第十八條第二項の場合にこれを準用する。

第八條 法第十八條第一項第五號の行政官廳は、事件が発生した地を管轄する地方長官とし、その地が二以上の都道府縣に亘るときは、



厚生大臣とする。

厚生大臣が必要と認めるときは、前項の規定による地方長官又は厚生大臣の職権は、同項の規定にかかわらず、厚生大臣又は厚生大臣の指定する地方長官が、これを行ふものとする。ことができる。

第九條 調停委員會の委員長は、會務を經理し、調停委員會を代表する。

第十條 調停委員會は、法第十八條第一項第一號若しくは第二號の規定による調停の申請、同項第三號若しくは第四號の規定による決議又は同項第五號の規定による調停の請求がなされた日から、十五日以内に調停案を作成し、十日以内の期限を附して、關係當事者に、その受諾を勧告するものとする。

第十一條 法第四十二條の請求は、その違反行爲のあつた地を管轄する地方労働委員會の決議により、會長から書面で檢事に對してこれをなす。

第十二條 法第四十四條の費用は、鐵道貨、船賃、車馬賃、日常及び宿泊料の五種とし、別表に掲げることに従ひ、定額によつてこれを支給する。

前項に定めるものの外同項の費用の支給については、内國旅費規則を準用する。

第十三條 厚生大臣は、必要があるときは、地方長官以外の行政官廳を指定して、この勅令による地方長官の職務を行はせることができる。但し、厚生大臣が、その指揮監督を受けない行政官廳

總司厚運

を指定しようとするときは、あらかじめ所管大臣と協議しなければならぬ。

船員法の適用のある船員に關しては、この勅令中厚生大臣とあるのは運輸大臣、地方長官又は勤勞署長とあるのは海運局長、都道府縣とあるのは海運局の管轄區域とする。

附則

この勅令は、労働關係調整法の施行の日から、これを施行する。

別表

別表	區分	中央	地方	法第十二條の幹旋員
		労働委員會の委員及び調停委員會の委員	労働委員會の委員及び調停委員會の委員	
	鐵道貨及び船貨	一等		一等
	車馬貨	三〇錢		二五錢
	一日につき	二五圓		二〇圓
	宿泊料一夜につき	六五圓		五〇圓
	甲地方			
	乙地方	五〇圓		四〇圓

備考

甲地方は東京都の區<sup>ク</sup>存する區域、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及び横濱市とし、乙地方はその他の地とする。